

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 10日

沖縄県知事

玉城 康裕 殿

提出者 （※公印省略）

住 所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

氏 名 沖縄県公営企業管理者  
企業局長 松田 了

担当者名 名護浄水場 久場 兼太

電話番号 0980-53-2633

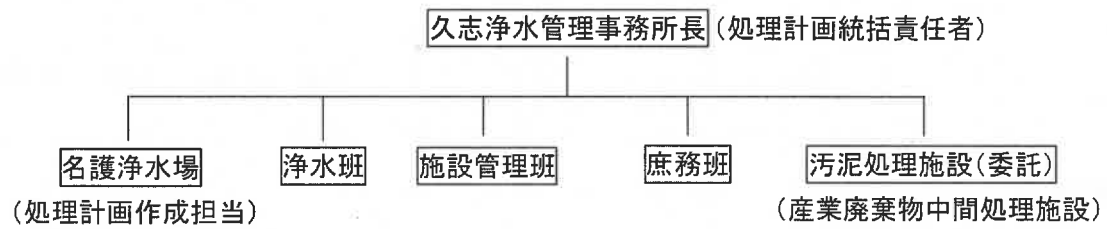


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	沖縄県企業局 名護浄水場
事業場の所在地	沖縄県名護市大北3-28-36
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類F：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類36：水道業 小分類361：上水道業
② 事業の規模	27,000m <sup>3</sup> /日（施設能力）
③ 従業員数	16人（正職員6人、委託職員10人）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>汚泥 沈澱池 → 濃縮槽 → 脱水設備（委託） → 搬出（委託） → 中間処理</p> <p>汚泥発生 → 汚泥濃縮 → 脱水 → 搬出 → 再生</p>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排 出 量	3182 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排 出 量	3200 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥発生量は原水中の濁質量、処理水量及び凝集剤注入量によって変化するため、抑制は困難であり前年度程度の排出量が見込まれる。ただし、原水濁質に対する適正な凝集剤注入を行うことで汚泥の発生を抑制する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に分別する産業廃棄物は無し
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・時に分別する予定の産業廃棄物は無し

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	（これまでに実施した取組） ・これまで自らおこなった産業廃棄物の再生利用は無い。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も自ら再生利用を行う産業廃棄物は無い。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2976 t	— t
（これまでに実施した取組） ・汚泥の最適な濃縮時間を調査し、処理効率化を図った。 ・凝集試験を実施し原水濁質に対する凝集剤の最適注入率での運用。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3000 t	t
（今後実施する予定の取組） ・原水濁質に対する凝集剤の最適注入率での運用を引き続き行う。 ・中間処理により減量する量について、施設の更新がないため減量する汚泥量は前年度同程度と見込まれる。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・これまでに自ら埋立処分及び海洋投入処分を行ったことはない。 ・委託によって一部埋立処分は、行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら埋立処分及び海洋投入処分を行う予定はない。 ・埋立処分より、再生利用に努めていきたい。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	全処理委託量	204 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	204 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・自ら中間処理した汚泥については、再生利用業者へ処分委託し、有効利用されている。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	200 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥はできる限り再生利用業者へ、有効利用に努めていく。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。